

平成 29 年度第 3 回御船町議会定例会（6 月会議） 議事日程（第 1 号）

平成 29 年 6 月 8 日

午前 10 時 00 分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の氏名

6 番 田上 忍 君

13 番 岩田 重成 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について

第 5 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について

第 6 報告第 4 号 事故繰越し計算書について

第 7 議案第 6 号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第 7 号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第 8 号 工事請負契約の締結について

第 10 議案第 9 号 工事請負契約の締結について

第 11 議案第 10 号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 11 号 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 12 号 平成 29 年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）について

第 14 議案第 13 号 平成 29 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 15 議案第 14 号 平成 29 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 16 議案第 15 号 平成 29 年度御船町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

第 17 同意第 1 号 御船町教育委員会の委員の任命について

第18 同意第 2号 御船町教育委員会の委員の任命について

第19 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第20 陳情第 1号 万ヶ瀬区農道の町道編入について（陳情書）

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 蕙 君	2番 森田 優二 君
3番 岩永 宏介 君	4番 中城 峯視 君
5番 福永 啓 君	6番 田上 忍 君
7番 藤川 博和 君	8番 池田 浩二 君
10番 田中 隆敏 君	11番 沖 徹信 君
12番 井本 昭光 君	13番 岩田 重成 君
14番 田端 幸治 君	

3 欠席議員（1人）

9番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福祉課長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建設課長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成29年度第3回御船町議会定例会を再開します。

9番、塚本勝紀議員より欠席の申し出がっております。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、田上忍君、13番、岩田重成君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を5月29日及び6月5日に開催し、各種案件、定例会6月会議の進行等について協議を行いました。第3回御船町議会定例会の議事日程は、6月8日から6月13日までの6日間と決定しました。議会全員協議会を6月5日に開催し、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、5月31日、6月1日に全国町村議会議長・副議長研修会が東京都中野サンプラザホールにおいて開催されました。地方自治総合研究所、今井主任研究員から「大地震における自治体と議会の使命」についての講演がありました。

次に、5月26日、宮崎県五ヶ瀬町において九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会、熊本、宮崎両県合同の監事会、理事会が開催され、平成29年度の九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会総会決起大会を7月10日、宮崎県高千穂町で開催することが決定されました。

次に、視察受け入れについて、5月17日に、北海道羊蹄山麓町村議会正副議長会の研修を受け入れ、議会活性化の取り組みと災害対策についての意見交換を行いました。

次に、6月5日、熊本県町村議会議長会臨時総会が開催され、任期満了に伴い役員の改

選が行われました。会長に、葦北郡芦北町議会、(ヒラマツ)議長、副会長に阿蘇郡高森議会、田上議長、同じく下益城郡美里町議会、中川議長、監事に、菊池郡大津町議会、桐原議長、同じく球磨郡山江村議会、秋丸議長、以上改選されましたので報告をいたします。

その他につきましては、議席に配布してある資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3号の規定による例月現金出納検査4月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長(藤木正幸君) 行政報告を行います。

嘱託員関係について報告します。

4月21日、役場大会議室において、嘱託員交代に伴う新嘱託員の辞令交付式を行いました。今年度新しく嘱託員となられたのは47人で、辞令交付の後、嘱託員の業務内容等についての説明を行いました。また、5月2日には嘱託員理事会が開かれ、総会の内容協議があったほか、互選により江口壮氏が継続で会長に就任されました。6月6日には総会及び定例会があり、10件の報告、連絡事項がありました。

次に、任期付職員の募集状況について報告します。震災による道路、橋りょう、農業用施設等の復旧のため、全国の自治体に申請中の中長期的派遣職員については、まだ低い充足率となっています。この人員不足を補うため、5月30日から御船町、益城町、西原村、南阿蘇村の被災4自治体合同による総合土木職及び建築技師職の任期付職員の募集を開始しました。さまざまな公募手段に一体的に取り組み、全国から受験者を募っています。また、震災の影響で人員不足が生じている部署もあり、住民サービスの低下や職員の過労が懸念されるため、一般事務の任期付職員も採用することとしています。

次に、企画財政課について報告します。

4月からコミュニティ推進係を新設し、町の重要施策として、現在嘱託区の再編に向け取り組んでいます。まず、5月2日の嘱託員理事会において、嘱託区再編基本方針を説明し、5月8日から現在まで38嘱託区で説明会及び意見交換会を実施しました。モデル地区として内諾を得た嘱託区を嘱託員理事会に提案し承認をいただき、モデル地区として指定しました。それぞれにまちづくり協議会を設置し、再編に向けた協議を今後進めていきます。

次に、地域おこし協力隊について報告します。2名の地域おこし協力隊を5月1日付けで委嘱し、田代東部地区、御船町観光協会での活動を依頼しています。田代東部地区に配属した協力隊員は活動拠点の整備を、御船町観光協会に配属した協力隊員は化石発掘体験におけるガイドの手配等の実務をしていると報告を受けています。

次に、九州中央自動車道建設促進期成会について報告します。6月2日、山都町において、平成29年度総会が開催され、平成28年度事業経過及び収支決算並びに平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について審議がなされました。熊本県側の小池高山から北中島間については、昨年11月に田代第2トンネルが開通したところであり、平成30年度の供用に向けて順調に整備が進められています。今後も関係機関及び団体との連携を図りながら、地域住民と一体となり、さらに強力な運動を展開していくことが決議されました。

次に、税務課について報告します。

平成29年度固定資産税、町県民税、軽自動車税の納付書発行が終了し、今後6月中旬の発送に向け、国民健康保険の税納付書を準備中です。なお、熊本地震で半壊以上の判定となった世帯については、平成29年度国民健康保険税が9月末まで減免対象となります。また、平成28年度減免対象の町県民税、固定資産税、国民健康保険税の還付については、引き続き平成29年度において実施しています。

次に、こども未来課について報告します。

高木保育園民営化に係る進捗状況について報告します。今回引受法人である社会福祉法人南苑会への園舎建設整備に要する経費について、熊本県との事前協議が終了し、現在確認を国で調整中であり、6月中に町へ内示がある予定となっています。また、建設予定地の土地所有権の移転については、既に関係地権者と南苑会との間で仮契約が交わされ、今後の手続きが完了次第、本契約を締結される予定です。そのほか農地転用手続き及び開発行為に係る許可手続きについて、既に申請書類が提出済みであり、諸手続きが終了次第早急に入札手続きに入られる計画です。工事着工を8月中旬頃に予定し、来年2月末の完了を目指しています。平成30年4月からの開園に向け、町と引受法人との協議を重ね、スムーズな移行ができるよう努めています。

なお、今回は補正予算に、引受法人への補助金予算を計上していますので、御審議をよろしくお願いいたします。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗につきましては、現在18件の発注を行っているところであり、6月中にも46件の発注を予定しています。営農に大きな影響が出ている箇所を中心に、計画的に工事発注を進めていきます。熊本地震復興基金による農家の自力復旧支援事業につきましては、5月31日現在で58件の申請があり、農地の復旧が進んでいます。

また5月1日から、被災宅地復旧支援事業の申請受付を開始しました。この事業は、熊本地震による宅地被害において、早期の宅地復旧と被災者の生活再建を支援するため、熊本地震復興基金を活用したものです。5月31日現在で36件の申請受付を行っています。災害数については、擁壁復旧工事27件、地盤復旧工事1件、ジャッキアップ工事8件の申請がありました。工事費総額は約1億2,000万円となっており、今後も申請件数につきましては増えていくと予想されます。

次に、商工観光課について報告します。

被災した街なかギャラリーの復旧工事について業者が決定し、11月末の完了に向けて着工しました。また昨年度は地震により中止となった御船があーっぱ祭りを8月13日に、御船川河川敷お祭りひろばにおいて開催することが決定し、現在各地域を含めた関係団体の皆様と準備を進めているところです。

続いて、昨年度加速化交付金を活用して整備した吉無田高原緑の村及び化石ひろばの化石発掘体験場と観光交流センター特設テントにおいて実施した化石発掘体験は、2カ月で約1,400名の参加をいただき、特にゴールデンウィークは大勢の人で賑わいました。また、4月から町観光ホームページをリニューアルし、化石発掘体験の予約受付だけでなく、町内のさまざまな観光情報を発信しているところです。

続いて、5月23日に、兵庫県丹波市長の呼び掛けにより、兵庫県篠山市、北海道むかわ町との2市2町による恐竜化石を活用した自治体連携の覚書を交わしました。今後、観光、物産イベントへの相互協力や博物館同士の連携、大規模災害時の応援体制の構築など具体的な内容を調整し、交流を深めていきます。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅整備事業について。平成28年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本調整を締結したUR都市機構との協議を3回行っており、建設箇所を2カ所選定し、協議を進めているところです。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。現在、滝尾地区、小坂地区については、追加ボーリング調査を実施し、調査結果の解析が終了したため、実施設計事業を進めているところです。

なお、中原団地については、引き続き調査設計業務を継続中です。

次に、町営住宅災害復旧事業について報告します。4月28日に妙見坂団地、5月1日に辻団地の住民説明会を行いました。5月8日から12日にかけては玉虫団地について、施工業者と住民との説明会を実施し、復旧工事に委託しているところです。

次に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について報告します。3月末に御船町内49カ所中42カ所が国・県による採択がされたところであり、4月21日に住民説明会を開催し、5月初旬からボーリング調査及び測量業務に取りかかったところです。

次に、応急修理制度について報告します。平成29年4月13日現在の進捗状況は、申請件数1,173件、完了件数779件となっています。なお、本制度の申請については、4月13日をもって終了しています。

次に、4月の熊本地震災害、6月の梅雨前線豪雨に係る公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について報告します。平成28年度における発注状況は95件、7億1,525万8,000円となり、進捗率25%となっています。なお、平成29年度においては250件の発注を目標としており、進捗率で全体の約90%を発注計画としています。今後においても、災害復旧工事の発注事務を迅速に進めていくこととしています。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の先行解体、公費解体申請は5月31日現在で1,316件となっています。公費解体調査済件数は1,143件、98.5%、解体完了件数が962件、74.5%となっています。

次に、社会教育課について報告します。

5月8日から14日まで教育長、池上審議員の3名で米国モンタナ州を訪問し、御船町とモンタナ州立大学との連携・協力に関する協定を締結しました。市町村単位での海外の大学との協定締結は極めて珍しい取り組みであり、新聞等でも写真入りで大きく報道されました。また、ミズーラ子ども劇場ではロッキー博物館など、これまで交流と連携を続けてきた各機関との意見交換会も行いました。今後は、町内の保育園、幼稚園、小中学校及び高校、大学や各種団体等との交流を推進し、息の長い交流となることを期待しています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第1号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の規定第8号に基づく条例の改正について専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第4号、御船町税条例の一部を改正する条例の制定について。

御専第5号、御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

御専第6号、御船町平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、私から少し説明をさせていただきます。

議案書の4ページからになります。地方交付税の改正に伴いまして専決処分を行いました件について御報告をいたします。

まず、御専第4号についてでありますけれども、主な改正内容につきましては、まず第33条及び第34条、所得割の改正表示に係るものです。これにつきましては、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係ります所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案しまして町長が課税方式を決定できるということを明確化したものがあります。

次に、第48条関係であります。法人の町民税の納付申告について。このことにつきましては、延滞金の計算の基礎となります機関に係る各規定の整備を行っております。

次に、第61条関係です。固定資産税の課税標準についてであります。震災等によりまして滅失いたしました償却資産に代わります償却資産等に対する固定資産の課税標準の特例について規定をしたものであります。

次に、第63条の2関係です。居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係ります家屋と同様に、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についてを規定したものであります。

次に、第63条の3関係です。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生



後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共有土地に係る税額の按分方法と同様の取り扱いを受けるようにするための規定の整備を行っております。

次に、第74条の2関係ですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する条・節の規定が行われたところです。

それから、附則の第16条関係です。軽自動車税の税率の特例についてですが、軽自動車税のグリーン化特例につきまして適用期限を2年間延長するというものであります。

次に、17ページになります。御専第5号についてであります。御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、軽減の判定に係る総所得金額、これも改正が行われております。その総所得金額の、1人につき軽減判定の改正を、これまでは26万5,000円、これは1人当たりなんですけれども、これを27万円上げております。単純にいいますと、基礎額として33万円の所得がありますので、その33万円の所得に、これまでは26万5,000円の所得までが軽減額とされていまして。それが5,000円アップされて27万円、つまり合計の60万円未満であれば5割軽減の適用が受けられるということになります。

同じく、総所得金額分の判定につきまして、2割軽減の分についても同様に1万円が引き上げられたことに伴いまして、その1万円分が軽減を受けられる範囲が広がったと御理解いただいていいと思います。

それから18ページです。御専第6号、平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部の改正です。

先ほど行政報告の中でもありましたけれど、半壊以上の査定につきましては、国民健康保険税を9月までの間半年間減免することが延長されたということ等に伴いまして改正を行ったものであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第4、報告第2号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽微な事項の町長の専決事項の規定に基づく損害賠償額の決定について、別紙の

とおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第7号、町道荒瀬妙見坂線の事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書20ページをお開きいただきたいと思います。

御専第7号です。町道荒瀬妙見坂線の事故における損害賠償額の決定について。

まず概要です。町道敷きにおける車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上損害賠償額を決定したものであります。

次に、相手方です。熊本県山鹿市久原5468の1、加藤宏次。

損害賠償額で31万6,223円。

事故状況及び対応については、平成28年11月14日、午後2時頃、町道荒瀬妙見坂線を通行中に、地盤で盛り上がっていましたマンホールに気付かず、車の底です、車底部を打ち付け、ミッション等を破損したものであるということであります。その後、両者の協議で示談を行い、5月26日に示談が成立いたしました。

なお、この際、被害損害賠償に係る関係歳入歳出予算につきましても補正予算に計上させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（田端幸治君） 日程第5、報告第3号、「繰越明許費繰越計算書について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第3号、繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおりに報告する。

明許繰越該当会計、一般会計、緑の村運営事業特別会計、公共下水道事業特別会計。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 報告第3号について説明させていただきます。21ページを御覧ください。

本件につきましては、本年3月議会において御審議いただき議決を得ました繰越明許費で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告するものであります。繰越明許費の該当会計は、一般会計、緑の村運営事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3会計となります。

22ページ及び23ページを御覧ください。まず、一般会計繰越明許費の計算書です。繰越

に係る事業名、予算額、翌年度への繰越額、そして財源内訳を掲載しております。一般会計においては、平成28年度事業を29年度へ、23事業を繰り越しとなっております。全体の繰越額が70億3,253万3,000円となりました。23事業のうち、熊本地震、震災災害関連事業は、2款、総務費の庁舎等災害復旧事業をはじめ、3款、民生費の災害救助法適用住宅応急修理事業など16事業で、68億5,505万2,000円となっています。財源内訳については、右側に掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に24ページを御覧ください。緑の村運営事業特別会計に係る繰越明許費計算書となります。平成29年度への繰越額は1億2,331万6,000円です。事業概要としましては、吉無田高原キャンプ場に地方創生加速化交付金を活用し、同キャンプ場にキャビンなどを建設するものでございます。財源内訳としましては、一般財源1億2,331万6,000円となっております。これは、一般会計で国支出金等を受け入れ、緑の村特別会計へ繰出金として支出しているためであります。

次に25ページを御覧ください。公共下水道事業特別会計繰越明許費計算書となります。平成29年度への繰越額は9,204万6,000円です。事業概要としては、災害復旧事業に係る下水道敷設替工事が5カ所で8,624万6,000円、高校横の造成地の下水道管敷設工事580万円です。財源内訳としましては、国支出金838万1,000円、起債1,160万円、一般財源6万5,000円であります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 事故繰越し計算書について

○議長（田端幸治君） 日程第6、報告第4号、「事故繰越し計算書について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第4号、「事故繰越し計算書について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 報告第4号について説明させていただきます。

本件につきましては、平成28年3月議会において御審議いただき、議決を得ました繰越明許費で、熊本地震により着手ができなかったことにより29年度への事故繰越しとなりましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報

告するものであります。

27ページを御覧ください。一般会計事故繰越計算書です。平成29年度の繰越額は1,210万円です。事業内容としましては、町道植木原竹下線道路改良工事になります。平成27年度末に契約は締結したものの、その後熊本地震が発生し周辺道路等にも甚大な被害が生じました。特に御船川左岸の小坂台地と御船川右岸を持つ八竜橋や滝川橋、また高速道路にかかっております秋只団地などは通行止めとなり、小坂橋のみが有効な交通の手段でありました。

平成28年度において、国土交通省が御船川の護岸工事の災害復旧を着手されたこともあり、町道植木原竹下線の道路改良工事を実施するなら、小坂団地が孤立してしまう恐れがあるため、平成29年度への事故繰越しとなったものです。財源内訳としましては、起債事務で行うため、既に財務省等の許可は受けております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結について**

**日程第8 議案第7号 工事請負契約の締結について**

**日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について**

**日程第10 議案第9号 工事請負契約の締結について**

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第6号、「工事請負契約の締結について」の件、日程第8、議案第7号、「工事請負契約の締結について」の件、日程第9、議案第8号、「工事請負契約の締結について」の件、日程第10、議案第9号、「工事請負契約の締結について」の件、以上4議案が関連しておりますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 日程第7、議案第6号、工事請負契約の締結について。町道向山小迫谷線道路災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第7号、工事請負契約の締結について。普通河川五ヶ瀬川河川災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第8号、工事請負契約の締結について。準用河川水越川河川災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第9号、工事請負契約の締結について。御船町スポーツセンター震災復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、内容につきまして御説明いたします。

まず、議案書の28ページです。議案第6号です。この工事請負契約の締結につきましては、まず、工事名は、町道向山小迫谷線①道路災害復旧工事であります。工事内容につきましては、熊本地震により被災した箇所を復旧するものであります。工事場所です。御船町大字七滝地内です。契約金額が4,844万8,800円です。契約の相手方につきましては、上益城郡御船町大字七滝2062番地。有限会社井本土木建設であります。

続きまして、29ページ、議案第7号です。まず、工事名です。普通河川五ヶ瀬川②河川災害復旧工事であります。同様に、災害により被災した部分につきまして災害復旧工事を行うものであります。工事場所につきましては、御船町大字水越地内です。契約金額は1億702万8,000円です。契約の相手方、御船町大字七滝2062番地、有限会社井本土木建設であります。

続きまして、30ページの議案第8号です。工事名につきましては、準用河川水越川⑤河川災害復旧工事。理由につきましては、豪雨災害に伴います災害復旧工事となります。工事場所につきましては、御船町大字水越地内。契約金額が6,901万2,000円、契約の相手方につきましては、上益城郡御船町大字滝尾135番地の1、明和建设株式会社であります。

続きまして、31ページ、議案第9号です。工事名、御船町スポーツセンター震災復旧工事。理由につきましては、熊本地震に伴う被災しました箇所について復旧工事を行うものであります。工事場所につきましては、御船町大字木倉地内です。契約金額2億3,263万2,000円。契約の相手方につきましては、熊本市中央区水前寺公園28番43、501号、坂口建

設株式会社であります。

なお、以上の4件につきましては、議案説明書の37ページから位置図等についても併せて掲載をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第10号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第11号 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第10号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件、日程第12、議案第11号、「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件、以上の2議案が関連しておりますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第10号、御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、ひとり親世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るために必要な事項を定めるため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号、御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。任期付職員に係る給与の水準について、他自治体との均衡を図るため、御船町一般職の職員の給与に関する条例の適用範囲を拡充する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書につきましては33ページからになります。

御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を

改正する条例であります。内容につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正を受けての条例改正となります。

国におきましては、幼児教育の段階的な無償化に向け、ひとり親世帯、低所得者世帯、多子世帯の経済的負担の軽減を図るために、利用者負担の上限額に係る特例措置を平成28年度に引き続き拡充するものであります。このことによりまして、今回御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例を改正するものであります。

保育料の徴収基準表における第3階層及び第4階層のひとり親世帯に係る利用者負担額の軽減が図られるということになります。

また、第2子以降の無償化が、この条例改正の主な改正内容となっているものであります。

続きまして、議案第11号であります。議案書の37ページになります。この内容につきまして、別冊でお配りしております議案書の説明書を御覧いただきたいと思います。59ページになります。

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては、今回他自治体からの、任期付の職員を募集をすることとしておりますが、その募集に際しまして、他の自治体と比べて幾分条件が御船町の場合悪うございました。その条件を整えるために、そしてその募集につなげるために今回改正を行うものでございます。

具体的に申しますと、これまで任期付の職員につきましては、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当が一般職の適用を除外することとされて、支給されておりました。この部分について、その適用除外を外すということで、一般職に合わせて支給をしたいと考えているところです。この条例改正については、その部分が主な内容の改正となります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第12号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第13号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第15 議案第14号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第15号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第12号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）」

について」の件、日程第14、議案第13号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の件、日程第15、議案第14号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の件、日程第16、議案第15号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」の件、以上4議案が関連しておりますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第12号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）。平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億2,620万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,857万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担の追加は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債補正。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

議案第13号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億605万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第14号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,149万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第15号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところ



による。

収益的支出。第2条、平成29年度御船町水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の予算を次のとおり補正する。

資本的収入及び支出。第3条、予算。第4条本文括弧書きを、（資本的収入が資本的支出に対する不足する額1億1,412万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補正するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

○企画財政課長（坂本幸喜君） では、私から4会計の補正予算について御説明を申し上げます。

まず、議案第12号、御船町一般会計補正予算（第1号）を御覧いただきたいと思います。5ページをお願いいたします。債務負担行為の補正となります。コミュニティ推進係で募集をかけます地域おこし協力隊5人分と、当初予算で計上しました2名分、合わせまして7名分の謝金、保険料、活動補助金の債務負担です。当初予算で計上しました2名の地域おこし協力隊においては、既に住民票を御船町に移され、5月から従事されております。今回の5名の方については、水越地区に1名、観光協会に1名、オール御船恐竜の郷プロジェクトへ3名委嘱予定です。

一番下は耕地系の公用車1台分のリースとなります。災害復旧工事の発注に伴い現場立ち会いなどによる公用車の使用が必要不可欠となるためであります。

次に、6ページをお願いします。学校教育係の小学校4校の生徒用パソコン176台、御船中教師用パソコン33台のリースとなります。一番下が、庁舎内で使用しますパソコン40台のリースとなります。これはマイナンバー制度導入に係る静脈認証用パソコンと、中長期職員などのパソコンのリースです。

次に、7ページをお願いします。地方債の補正となります。まず、防災行政無線整備事業として町内全域に防災行政無線を整備するため緊急防災減災事業債を9億1,800万円補正するものです。

次に、公用・公共用施設災害復旧事業、これは庁舎に係る災害復旧工事であります。地方債設定による工事費の増に伴いまして、地方債680万円の補正をするものであります。

次に、社会福祉施設整備事業、これは高木保育園申請に伴います町負担金4分の1に当たる4億6,410万円のうち80%に当たる3,710万円を地方債として補正するものです。

次に、公営住宅除去事業、これは町営住宅牛ヶ瀬団地1棟と旭町団地2棟分の解体工事

に係る地方債50万円を補正するものです。

次に、宅地耐震化事業、これは平成29年度から事業の拡充によりこれまで2軒以上、かつ3メートル以上の対象要件が、高さ2メートル以上と緩和されたことによる事業費に係る地方債4,670万円を補正するものです。

次に、工業土木施設災害復旧事業、これは下鶴橋、八勢橋、秋只橋災害復旧工事に係る地方債5,090万円を補正するものです。

次に、学校教育施設等整備事業5,880万円の補正となります。これは、高木小、滝尾小、木倉小の給食受入施設工事に係る地方債借入2,810万円と小坂小校舎建設に係る地方債借入3,070万円の事業費分合わせまして5,880万円を補正するものです。

次に、文教施設災害復旧事業、これは水越社会教育センター災害復旧に係る設計委託料90万円に係る地方債の借入30万円を補正するものです。

次に、熊本地震復興基金自治公民館災害復旧事業710万円の補正です。これは、足水集会所、小川野集会所の改修に係る地方債の借入となります。

合計で11億2,620万円の補正となります。補正後の起債の限度額は46億7,060万円ということになります。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。10款、地方交付税、補正額5,945万2,000円。補正後の金額は25億2,117万2,000円です。これは、特別交付税の増額となります。

次に、14款、国庫支出金、補正額が1億7,253万8,000円。補正後の金額が44億1,959万6,000円です。これは、公共土木災害復旧保育所整備交付金、宅地耐震化補助金などです。

次に、15款、県支出金が3億4,909万6,000円。補正後が14億3,740万8,000円です。これは、被災農業者向け経営体育成事業補助金、熊本地震復興基金交付金などです。

次に、18款、繰入金です。財政調整基金からの繰入金で5,000万円、補正後の金額が5億6,983万円になります。

次に、21款、町債です。先ほど地方債の補正で説明しましたとおり11億2,620万円。補正後の金額は46億7,060万円になります。合計の税額が18億2,620万1,000円となり、補正後の金額が158億1,857万7,000円ということになります。

次に、9ページを御覧ください。歳出になります。主なものを申し上げます。

まず、2款、総務費、補正額が4,822万3,000円。補正後の金額が9億5,731万7,000円で

す。主なものは、任期付職員任用に係る給与、手当など42万円。地域おこし協力隊5名分の雇用に係る経費842万8,000円。ほかに集落点検業務委託料400万円、これは県の夢チャレンジ事業を活用し、実際集落に入り込みまして、真に必要な取り組みを洗い出し、集落の維持・存続のための足がかりとする集落構造計画を策定する事業です。ほかに、古閑迫屋外放送設備助成金240万円、コミュニティ助成金による100%補助事業となります。

次に、3款、民生費、補正額が2億3,999万2,000円です。補正後の金額が32億1,892万8,000円です。主なものは、高木保育園民営化に係る補助金1億3,923万円です。熊本地震被災住宅応急修理費150件分の8,640万円です。

次に、5款です。農林水産業費、補正額が3億352万9,000円です。補正後の金額が6億3,886万5,000円です。主なものは、任期付職員に係る3名分の経費980万1,000円。被災農業者向け経営体育成支援事業3億338万6,000円。これは、被災農家34戸に対する農業用倉庫及び機械に対する修繕費等の補助金です。

次に、7款、土木費、補正額が2,316万2,000円です。補正後の金額が10億399万6,000円です。主なものは、熊本復興基金事業として私道復旧事業交付金1,000万円、木造住宅耐震改修補助金900万円、町営住宅解体工事費162万円となります。

次に、8款、消防費、補正額が9億1,814万3,000円。補正後の金額が12億8,201万3,000円です。主なものは、防災行政無線工事請負費となります。

次に、9款、教育費、補正額が6,025万9,000円。補正後の金額が7億3,506万9,000円です。主なものは、高木小、滝尾小、木倉小の給食受入施設工事請負費3,482万5,000円、自治公民館再建支援事業交付金974万5,000円です。これは、先ほど言いました足水集会所と小川野集会所の改修費となります。

次に、10款、災害復旧費、補正額が2億2,869万8,000円です。補正後の金額が27億9,436万5,000円です。主なものは、下鶴橋橋りょう災害復旧工事に係ります施工監理委託料820万8,000円、八竜橋と秋只橋橋りょう災害復旧工事に係る、九電、N T Tなどの移転補償費3,000万円、宅地耐震化推進事業に係る実施設計委託料と工事請負費で9,340万円。これは、平成29年度において補助対象要件が緩和されたことにより、対象箇所が増えたことによるものです。ほかに小坂小学校災害復旧工事4,029万6,000円です。

補正額の合計が18億2,620万1,000円、補正後が158億1,857万7,000円となります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第13号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を御覧いただきたいと思います。4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入の部分です。

12款、繰越金、補正額が12万6,000円。補正後の金額が1,300万3,000円です。

5ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額が12万6,000円。補正後の金額が3,359万3,000円です。これは、マイナンバー制度導入に伴いますパソコン設置に係る固定機材の購入となります。

補正の歳出合計金額が28億605万5,000円になります。

以上で、国保特会の補正予算説明を終わります。

次に、議案第14号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を御覧ください。4ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入の部分です。

7款、繰入金、補正額が262万8,000円。補正後の金額が2億7,448万1,000円です。

5ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額が262万8,000円。補正後の金額が5,013万2,000円です。これは、第7期介護保険事業計画策定委託料259万2,000円と、マイナンバー制度に伴うパソコン設置に係る固定機材購入3万6,000円です。

補正後の歳出合計の金額は17億7,149万4,000円になります。

以上で、介護保険特会の補正予算の説明を終わります。

次に、議案第15号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、3ページを御覧いただきたいと思います。2項、営業費、補正額81万4,000円。補正後の金額が2億6,634万2,000円です。これは、熊本地震に伴う小坂地区の水道仮設災害のレンタル期間を延長することによるレンタル費用27万4,000円の補正と、吉無田緑の村給水設備関連裁判に関し、和解が終了したことによる弁護士報酬54万円の補正です。

次に、2項、営業外費用、補正額13万4,000円。補正後の金額が4,733万9,000円です。これは、弁護士の日当分実費に対する補正となります。

ただ今申し上げました補正額の合計が94万8,000円となり、その分を4項、予備費から補正しておりますので、収益的収支に関しましては、補正額はゼロ円となります。

続きまして、4ページと5ページを御覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出です。

まず、4ページは収入になります。1款、資本的収入、補正額503万9,000円。補正後の

金額が1億211万5,000円です。これは、秋只橋には上水道管が併設されておりますので、その災害復旧工事に伴い水道管の仮設が必要となるため、その補償金となります。

次に、5ページを御覧ください。支出になります。1款、資本的支出、補正額544万4,000円、補正後の金額が2億1,624万4,000円です。これは、秋只橋災害復旧工事に係る水道管布設替えの設計委託料462万3,000円と、仮設配管工事82万1,000円の補正となります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 同意第1号 御船町教育委員会の委員の任命について

日程第18 同意第2号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（田端幸治君） 日程第17、同意第1号、「御船町教育委員会の委員の任命について」の件、日程第18、同意第2号、「御船町教育委員会の委員の任命について」の件、以上2議案は関連しておりますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 同意第1号、御船町教育委員会の委員の任命について。

御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字辺田見706番地。

2、氏名、中熊英昭。

3、生年月日、昭和15年4月6日。

提案理由。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

同意第2号、御船町教育委員会の委員の任命について。

御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字水越2216番地。

2、氏名、竹下紀一。

3、生年月日、昭和26年10月3日。

提案理由。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） ただ今提案しました件について、議案説明書の60ページをお開きいただきたいと思います。少し説明を加えさせていただきます。

4番目に主な経歴を掲載しておりますが、中熊さんにつきましては、平成13年6月、御船町教育委員会委員に就任でありまして、現在4期目であります。

次に、61ページを御覧いただきたいと思います。同様に主な経歴はそこに掲載しております。竹下さんにつきましては、平成25年6月28日、教育委員に就任をされており、現在1期目となっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（田端幸治君） 日程第19、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を議題とします。

提出書から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

1、住所、御船町高木4106番地。

2、氏名、北本君江。

3、生年月日、昭和28年9月23日。

提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案説明書の62ページを御覧いただきたいと思います。諮問を提出しております北本君江さんにつきましては、主な経歴はそこに掲載しているとおりであります。今回新たに就任をしていただくということで諮問案として提出しているものであります。

○議長（田端幸治君） これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 1 時 2 分 散 会